21572　４―ベンジルオキシ―３―イソプロポキシベンズアミド　４―(7)―2421

21573　３―[(ベンジルオキシカルボニル)(２―エトキシ―２―オキソエチル）アミノ］プロパン酸　４―(4)―1330

21574　３―[(ベンジルオキシカルボニル)(２―エトキシ―２―オキソエチル）アミノ］プロパン酸＝*tert*―ブチル　４―(7)―2422

21575　２―[(ベンジルオキシカルボニル)(３―シクロプロピルアミノ―３―オキソプロピル）アミノ］酢酸エチル　４―(6)―426

21576　４―ベンジルオキシ―３―ヒドロキシ安息香酸エチル　４―(7)―2423

21577　５―ベンジルオキシ―２―（*tert*―ブトキシカルボニルメチル）ペンタン酸　４―(4)―1331

21578　５―ベンジルオキシ―２―（*tert*―ブトキシカルボニルメチル）ペンタン酸＝１―フェニルエチルアンモニウム塩　４―(2)―337

21579　５―（ベンジルオキシ）ペンタン酸　４―(4)―1332

21580　３―（４―ベンジル―２―オキソオキサゾリジン―３―イルカルボニル）―６―（ベンジルオキシ）ヘキサン酸＝*tert*―ブチル　８―(7)―1747

21581　４―ベンジル―３―[(５―ベンジルオキシ）ペンタノイル］オキサゾリジン―２―オン　８―(7)―1748

21582　２―［１*H*―ベンゾイミダゾール―２（３*H*）―イリデン］―１―（２，５―ジフルオロフェニル）エタン―１―オン　８―(2)―2449

21583　（*R*）―N^1―[(５―｛２―[１*H*―ベンゾイミダゾール―２(３*H*)―イリデン］―３―（２，５―ジフルオロフェニル）―３―オキソプロパノイル｝―２―フルオロフェニル）スルホニル]―２―(オキサン―２―イルオキシ）プロパンイミドアミド　８―(2)―2450

21584　（*R*）―N^1―[(５―｛２―[１*H*―ベンゾイミダゾール―２(３*H*)―イリデン］―３―（２，５―ジフルオロフェニル）―３―オキソプロパノイル｝―２―フルオロフェニル）スルホニル］―２―ヒドロキシプロパンイミドアミド　８―(2)―2451

21585　５―｛２―［１*H*―ベンゾイミダゾール―２（３*H*）―イリデン］―３―（２，５―ジフルオロフェニル）―３―オキソプロパノイル｝―２―フルオロベンゼン―１―スルホニル＝クロリド　８―(2)―2452

21586　ポリ［メタクリル酸メチル―*co*―メタクリル酸ブチル―*co*―メタクリル酸＝テトラヒドロフルフリル―*co*―メタクリル酸＝２―（ジメチルアミノ）エチル］　９―2762

21587　ポリ｛メタクリル酸メチル―*co*―メタクリル酸ブチル―*co*―メタクリル酸＝テトラヒドロフルフリル―*co*―メタクリル酸＝２―（ジメチルアミノ）エチル―*co*―ベンジル［２―（メタクリロイルオキシ）エチル］ジメチルアンモニウム＝クロリド｝　９―2763

21588　α―（２―ホルミルエチル）―ω―メトキシポリ（オキシエチレン）　10―2909

21589　メタクリル酸＝１―エチルシクロヘキシル・メタクリル酸＝２―エチルトリシクロ［３．３．１．$1^{3,7}$］デカン―２―イル・メタクリル酸＝２―オキソテトラヒドロフラン―３―イル・メタクリル酸＝３―ヒドロキシトリシクロ［３．３．１．$1^{3,7}$］デカン―１―イル・６―メタクリロイル―６―アザビシクロ［３．２．０］ヘプタン―７―オン共重合物　９―2764

21590　メタクリル酸＝３，３，４，４，５，５，６，６，７，７，８，８，８―トリデカフルオロオクチル・メタクリル酸＝３―(トリメトキシシリル）プロピル共重合物　９―2765

21591　メタクリル酸・メタクリル酸シクロヘキシル・メタクリル酸＝トリシクロ［３．３．１．$1^{3,7}$］デカン―１―イル・メタクリル酸メチル共重合物のメタクリル酸＝２，３―エポキシプロピル付加物　９―2766

21592　メタクリル酸・メタクリル酸シクロヘキシル・メタクリル酸＝２―ヒドロキシエチル共重合物のメタクリル酸＝２，３―エポキシプロピル付加物　９―2767

21593　メタクリル酸・メタクリル酸＝２―ヒドロキシエチル・メタクリル酸ブチル・メタクリル酸メチル共重合物のメタクリル酸＝２―イソシアナトエチル付加物　９―2768

21594　メタンスルフィン酸カリウム　２―(4)―1241

21595　４―｛６―[(３―メチルオキセタン―３―イル）メトキシ］ヘキシルオキシ｝安息香酸　８―(4)―1884

21596　４―｛６―[(３―メチルオキセタン―３―イル）メトキシ］ヘキシルオキシ｝安息香酸＝４―ヒドロキシフェニル　８―(4)―1885

21597　４―｛６―[(３―メチルオキセタン―３―イル）メトキシ］ヘキシルオキシ｝安息香酸＝４―（ベンジルオキシ）フェニル　８―(4)―1886

21598　４―｛６―[(３―メチルオキセタン―３―イル）メトキシ］ヘキシルオキシ｝安息香酸メチル　８―(4)―1887

21599　α―メチル―ω―（４―ニトロフェノキシカルボニルオキシ）ポリ(オキシエチレン)　10―2910

21600　１―*O*―メチル―３，５―*O*―ビス（４―クロロベンゾイル）―２―デオキシ―D―リボース　８―(4)―1888

21601　（１*S*，６*S*）―１―[３―メトキシ―２―(プロパ―２―ヒドン―１―イル）フェニル］―６―[(テトラヒドロ―２*H*―ピラン―２―イル）オキシ］ウンデカ―２―イン―１―オール　８―(4)―1889

21602　２―メトキシ―４―［４―（４―メチルピペラジン―１―イル）ピペリジン―１―イル］アニリン＝トリス（トリフルオロ酢酸）塩　８―(2)―2453

21603　リン酸＝ジ―*tert*―ブチル＝{(２*R*，３*R*）―３―［４―（４―シアノフェニル）―１，３―チアゾール―２―イル］―２―（２，４―ジフルオロフェニル）―１―（１*H*―１，２，４―トリアゾール―１―イル）ブタン―２―イル｝オキシメチル　８―(3)―1348

○厚生労働省告示第五百二十三号

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、平成二十四年十月一日から同年十二月三十一日までの間における休業補償の額の算定に当たり用いる率を次のとおり告示する。

平成二十四年九月二十七日　厚生労働大臣　小宮山洋子

一　常時百人未満の労働者を使用する事業場における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十（当該事業場が当該休業補償について常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合にあっては、当該改訂に係る休業補償の額）に乗ずべき率　別表第一に掲げる率

二　常時百人未満の労働者を使用する事業場の属する産業が毎月勤労統計に掲げる産業分類にない場合における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十（当該事業場が、当該休業補償について、常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合又は毎月勤労統計によりその額の改訂をしたことがあるものである場合にあっては、当該改訂に係る休業補償の額）に乗ずる率　別表第二に掲げる率

三　日日雇い入れられる者の休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十に乗ずる率　別表第三に掲げる率